

合意書

株式会社アイソルート（以下、甲という）、適格消費者団体 特定非営利法人
消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

記

第1条 甲は、消費者との間で契約を締結するに際し、下記枠内の趣旨の意思表示を行わないことを約束する。

受講者は、「本件業務提供期間終了前で且つ以下に該当する場合」を除き、契約解除等による支払いの停止、返金の請求をすることはできません。

- ・受講者が死亡した場合
- ・当社が受講不能と判断した場合

経済状況が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった等の個人的理由によるものや、本件業務提供期間終了後のお申し出につきましては、応じられませんので予めご了承願います。

第2条 甲は、前掲第1条の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄したことを確約する。

第3条 甲が前掲第1条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

- (1) 再発防止の為、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。
- (3) 甲は乙に対し、前号1号の措置以降使用している申込規定等の提供その他必要な協力を行うものとする。

甲及び乙は、本合意書を2通作成の上、各書面に記名・押印の上、各自がそれぞれ一通を保管する。

2018年10月26日

甲) 東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー13階
株式会社アイソルート
代表取締役 野田 雄彦

乙) 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝